

特定地域型保育事業指導検査基準
(令和5年5月1日適用)

【家庭的保育事業編】

練馬区福祉部指導検査担当課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 編

目

1	児童の入所状況	
	定員の遵守	1
	連携施設	1
2	基本方針および組織	
	福祉サービスの基本的理念	1
	児童の人権擁護、虐待の禁止および防止	1
	個人情報保護、秘密保持	2
	苦情解決	3
	地域との連携等	3
	運営規程	3
	重要事項の掲示	4
	備えるべき帳簿	4
3	職員の状況	
	職員配置	4
	採用、退職	4
	関連帳簿の整備	5
4	勤務状況	
	勤務体制	5
	均等な待遇の確保	5
	妊娠した労働者等の就業環境の整備	5
	勤務状況の帳簿の整備	5
5	職員給与等の状況	5
6	健康管理	
	健康診断	6
7	職員研修	6
8	建物設備等の管理	
	構造設備の基準	6
	衛生管理	7
9	災害対策の状況	
	防災訓練等	7
	安全計画の策定等	7
	防火対策	7

次

	安全対策	8
10	利用手続等	
	内容および手続の説明および同意	8
	保育契約手続等	8
	あっせん等に対する協力	8
	教育・保育給付認定の申請に係る援助	9
	教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	9
	情報提供および虚偽・誇大広告の禁止	9
	利益供与等の禁止	9
	記録および書類の整備	9
11	電磁的記録等	10

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	昭和22年法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
3	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
4	平成24年4月1日24練教こ保第52号「練馬区家庭的保育事業実施要綱」	家庭的保育事業実施要綱
5	平成25年4月1日25練教こ保第357号「練馬区家庭的保育者等の認定に関する要綱」	家庭的保育者等認定要綱
6	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	昭和22年法律第49号「労働基準法」	労働基準法
8	昭和22年厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
9	平成5年法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
10	昭和47年法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
11	昭和61年労働省令第2号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則
12	平成3年法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
13	昭和47年法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
14	昭和47年労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
15	昭和23年法律第186号「消防法」	消防法
16	昭和36年政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
17	昭和36年自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
18	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 定員の遵守	1 利用定員 利用定員は以下の数とする。 家庭的保育事業 1人以上5人以下	1 利用定員は遵守されているか。	家庭的保育事業等基準条例第23条第3項 特定教育・保育施設等基準条例第37条第1項、第48条	利用定員が超過している。	C
連携施設	1 家庭的保育事業者(以下「事業者」という。)は、適正かつ確実に保育が実施されるよう、連携協力を行う施設を確保しなければならない。 〔連携内容〕 集団保育の体験、相談・助言その他の保育内容に関する支援 代替保育の提供 条例施行日より10年の経過措置あり。 2 事業者は、保育提供の終了に当たって、連携施設または他の施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	1 連携施設を確保しているか。 2 連携内容は適切か。	家庭的保育事業等基準条例第6条、付則第4項 特定教育・保育施設等基準条例第42条第1項～第3項	連携施設を確保していない。 連携内容が不十分である。	B B
2 基本方針および組織 福祉サービスの基本的理念	1 児童の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならない。 なお、宗教上の行為、祝典、儀式または行事への参加を強制したりすることは、厳に慎まなければならない。また、職員に対し、国籍、信条または社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。 2 児童の意思および人格を尊重し、常に児童の立場に立って保育サービスを提供するよう努めなければならない。	1 児童に関する情報提供等、受入れ施設との密接な連携に努めているか。	特定教育・保育施設等基準条例第42条第9項	受入れ施設との密接な連携に努めていない。	B
児童の人権擁護、虐待の禁止および防止	1 職員は、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。また、懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 2 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的取扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。 1 児童の立場に立った保育サービスを提供するよう努めているか。	特定教育・保育施設等基準条例第24条 家庭的保育事業等基準条例第11条 労働基準法第3条 特定教育・保育施設等基準条例第3条第2項 家庭的保育事業等基準条例第5条第1項	国籍、社会的身分等により差別的取扱いをしたり、信条等を強制したりしている。 一部不適切な行為がある。 児童の立場に立った保育サービスを提供するよう努めていない。	C B
		1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。懲戒に関して身体的苦痛を与える等権限を濫用していないか。 1 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。研修等の措置を講ずるよう努めているか。	特定教育・保育施設等基準条例第25条、第26条 家庭的保育事業等基準条例第12条、第13条 特定教育・保育施設等基準条例第3条第4項	児童の心身に有害な影響を与える行為や懲戒に関して身体的苦痛を与える等権限の濫用がある。 必要な体制を整備していない。 体制の整備が不十分である。 研修等の措置を講ずるよう努めていない。	C C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
個人情報保護、秘密保持	1 職員および管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、職員および管理者であった者が、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置（例）> ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等	1 事業者は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等基準条例第27条第1項、第2項 家庭的保育事業等基準条例第20条 家庭的保育事業実施要綱第15条	必要な措置を講じていない。 必要な措置が不十分である。	C B
	2 事業者は、その事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報については、つぎのように取り扱うこと。 利用目的をできる限り特定すること。 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知または公表すること。 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 個人情報漏えいの防止および漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ本人の同意を得ること。 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等基準条例第27条第3項 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第15条～第31条 練馬区個人情報保護条例第4条 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 保育所保育指針第1章1ウ、第4章1イ	適切な措置を講じていない。	B
	3 事業者は、小学校その他の機関に児童に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ておかなければならない。 この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織（提供者の使用に係る電子計算機（コンピューター等）と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したものを）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。 <例> ・入所時の保護者の同意書 等	1 小学校その他の機関に児童に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書または電磁的方法により、保護者の同意を得ているか	特定教育・保育施設等基準条例第27条第3項 特定教育・保育施設等基準条例第53条第6項	文書または電磁的方法による保護者の同意を得ていない。	B
	4 個人情報の管理に当たっては、個人情報を施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管および管理をしなければならない。	1 個人情報を適正に管理しているか。	家庭的保育事業実施要綱第15条第3項	個人情報の管理が適正でない。	B
	5 個人情報に関して業務上の事故が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき、または違反事項があるときは、速やかに区に通知するとともに書面で報告しなければならない。	1 区に通知および報告をしているか。	家庭的保育事業実施要綱第15条第4項	区に通知および報告をしていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
苦情解決	<p>1 事業者は、その提供した保育に関する児童または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 苦情に関して区が行う対応について、協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または質問もしくは施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、区からの求めがあった場合には、改善の内容を区に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。</p> <p>1 苦情を受け付けた場合、苦情の内容等が記録されているか。</p> <p>1 苦情に関して区が行う対応について、協力するよう努めているか。</p> <p>1 区からの質問や検査等に応じ、調査に協力しているか。また、区からの指導または助言に対して改善が図られているか。改善の内容を区に報告しているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第21条第1項 特定教育・保育施設等基準条例第30条第1項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第30条第2項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第30条第3項</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第21条第2項 特定教育・保育施設等基準条例第30条第4項、第5項</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第5条第2項 特定教育・保育施設等基準条例第31条</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第18条 特定教育・保育施設等基準条例第46条</p>	<p>苦情を受け付けるための窓口を設置していない。 苦情への対応が不十分である。 苦情解決の仕組みを利用者に周知していない。 記録がない。 記録が不十分である。</p> <p>協力するよう努めていない。</p> <p>協力、対応等が不適切である。</p> <p>地域との交流に努めていない。</p> <p>運営規程を定めていない。 内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
地域との連携等	<p>事業者は、運営に当たっては、地域住民や地域の活動等との連携および協力を行う等の、地域との交流に努めなければならない。また、保護者および地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流および連携を図り、保護者および地域社会に対して事業の説明に努めているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第5条第2項 特定教育・保育施設等基準条例第31条</p>	<p>地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>
運営規程	<p>事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 なお、全部または一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている旨の規定を示せば足りる。 事業の目的および運営の方針 提供する特定地域型保育の内容 職員の職種、員数および職務の内容 特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額 乳児および幼児の区分ごとの利用定員 利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たったの留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を適切に定めているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第18条 特定教育・保育施設等基準条例第46条</p>	<p>運営規程を定めていない。 内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
重要事項の掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 施設内の適切な場所に掲示があるか。	特定教育・保育施設等基準条例第23条	掲示がない。 内容が不十分である。	C B
備えるべき帳簿	事業所には、職員および児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	1 備えるべき帳簿は整備されているか。	家庭的保育事業等基準条例第19条	整備されていない。 整備が不十分である。	C B
3 職員の状況 職員配置	事業者は、適切な保育を提供することができるよう、当該事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医および調理員（自園調理の場合に限る）を置かなければならない。 家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下とする。家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。 保育補助員および代替補助員を要する場合は事前に教育長に届け出るものとし、以下の基準を満たすものとする。 心身とも健全であること。 年齢は、満70歳以下であること。ただし、代替補助員については満65歳以下であること。 前2号のほか、教育長が認めるもの。 代替補助員は、上記の～のほか、以下の基準を満たすものとする。 家庭的保育事業認定要綱第3条第1項第1号に規定する資格を有するか、保育または育児経験があること。 家庭的保育事業認定要綱に定める基礎研修等を修了した者であること。	1 勤務体制を適正に定めているか。 2 資格や要件を満たす職員が配置されているか。	特定教育・保育施設等基準条例第47条第1項 家庭的保育事業等基準条例第23条 家庭的保育事業実施要綱第6条、第7条	勤務体制を適正に定めていない。 職員が資格や要件を満たしていない。	C C
採用、退職	1 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対してつぎに掲げる労働条件を必ず明示しなければならない。また、昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。 労働契約の期間に関する事項 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 就業の場所および従事すべき業務に関する事項 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに就業時転換に関する事項 賃金の決定、計算および支払方法、賃金の締切および支払の時期ならびに昇給に関する事項 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） 2 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合は、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 <パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 3 非常勤職員の採用時に雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条第1項 労働基準法施行規則第5条 労働基準法第15条第1項 労働基準法施行規則第5条 パートタイム・有期雇用労働法第6条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）第2条	採用時に労働条件の明示がない、または不十分である。 非常勤職員に労働条件の明示がない、または不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価	
4 勤務状況 勤務体制	関連帳簿の整備	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 2 履歴書を整備しているか。	家庭的保育事業等基準条例第19条 特定教育・保育施設等基準条例第49条 労働基準法第109条 労働基準法施行規則第56条	資格職種の資格証明書を整備していない。 一部職員の資格証明書を整備していない。 履歴書を整備していない。	C B B	
	均等な待遇の確保	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中および出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	均等法第6条～第9条 均等法第12条、第13条	性別による差別的取扱いをしている。 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B	
	均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職および解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、妊娠中および出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中および出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	均等法第6条～第9条 均等法第12条、第13条	性別による差別的取扱いをしている。 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B
	均等な待遇の確保	1 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 均等法施行規則第2条の2	正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B	
5 職員給与等の状況	妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	均等法第9条、第11条の3、第11条の4 均等法施行規則第2条の2 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
	勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの（タイムカード等） ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	家庭的保育事業等基準条例第19条 特定教育・保育施設等基準条例第49条 労働基準法第109条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3	勤務に関する帳簿を整備していない。 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。または記録の内容に不備がある。	C B
5 職員給与等の状況	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	給与が適正に支給されていない。	B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 健康管理 健康診断	<p>事業者は、家庭的保育者および職員に対して、雇入れの際の健康診断を実施し、検査結果を確認した上で、従事させること。また、年1回以上、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>なお、月当たりの労働時間が常勤職員の4分の3未満である職員については、雇入れの際および年1回以上の健康診断の検査の一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を整備しているか</p>	<p>家庭的保育事業基準条例第17条第4項 家庭的保育事業実施要綱第5条 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条</p> <p>労働安全衛生規則第51条 特定教育・保育施設等基準条例第49条第1項</p>	<p>健康診断が未実施である。 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 健康診断の未受診者がいる。 健康診断の実施方法が不適切である。 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p>	<p>C C B B B</p>
7 職員研修	<p>事業者は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における研修の充実を図ること。 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育実践の質および専門性の向上につなげること。 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 	<p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第9条 特定教育・保育施設等基準条例第47条第3項 保育所保育指針第5章2、3、4 家庭的保育事業実施要綱第16条</p>	<p>研修の機会を確保していない。 研修の機会が公平に与えられていない。 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C B B</p>
8 建物設備等の管理 構造設備の基準	<p>1 構造設備は、採光、換気等児童の保健衛生および児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業は、家庭的保育事業者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たさなければならない。 児童の保育を行う専用の部屋を設けること。 児童の保育を行う専用の部屋の面積が9.9㎡（3人を超える場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 児童の保健衛生上必要な採光、照明および換気の設備があること。 調理設備および便所があり、衛生的な状態に保たれていること。 敷地内に屋外遊戯等に適した広さの庭（付近にこれに代わるべき場所を含む）があり、かつ、その面積が満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 火災報知器および消火器が設置されていること。 施設および建物において（事業所から建物敷地外へ）それぞれ2箇所2方向の避難経路が確保されていること。 ・保育を実施する場所は原則として1階であること。 ・以下のものを備えていること。 保育に必要な遊具 電話 沐浴設備または浴室</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 採光、換気等環境は良好か。</p> <p>1 在籍児に見合う面積が確保されているか。</p> <p>2 必要な設備が備わっているか。</p> <p>3 設備は衛生的な状態に保たれているか。</p> <p>4 有効な火災報知器および消火器が設置されているか。</p> <p>5 2箇所2方向避難が確保されているか。</p> <p>6 保育を実施する場所は1階か。</p> <p>7 保育に必要な用具等を備えているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第5条第6項</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第5条第5項、第22条、家庭的保育事業実施要綱第4条、第17条</p>	<p>危険な箇所がある。 やや危険な箇所がある。 採光、換気等が悪い。 面積が不足している。 必要な設備が備えられていない。 設備が不十分である。 衛生上、著しく問題がある。 衛生管理が不十分である。 未設置である。 整備が不十分である。 確保されていない。 保育を実施する場所が1階でない。 保育に必要な用具等がない。</p>	<p>C B C C B C B C B C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
衛生管理	<p>1 事業者は、児童の使用する設備、食器等または飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>1 衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>2 感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、研修および訓練を定期的実施するよう努めているか。</p> <p>3 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p>	<p>家庭的保育事業等基準条例第14条 保育所保育指針第3章3</p>	<p>衛生上、著しく問題がある。 衛生管理が不十分である。</p> <p>研修または訓練を定期的実施するよう努めていない。</p> <p>必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。</p>	<p>C B</p> <p>B</p> <p>B</p>
9 災害対策の状況					
防災訓練等	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。事業者は避難および消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難および消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・ 消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・ 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・ 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・ 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡および子どもの引渡しを円滑に行うため、日ごろから保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 <p>2 実施状況の記録は、実地の反省および今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法およびその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p> <p>事業所のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。</p> <p>2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>3 訓練結果の記録を整備しているか。</p>	<p>消防法第8条 家庭的保育事業等基準条例第7条 家庭的保育事業等実施要綱第17条第3項 保育所保育指針第3章4イ、ウ 雇児総発0909第2号通知</p> <p>保育所保育指針第3章4(3)イ</p> <p>消防法施行規則第4条の2の4第2項</p> <p>消防法第8条の3 消防法施行令第4条の3 消防法施行規則第4条の3</p>	<p>毎月避難または消火訓練を実施していない。 実施方法が不適切である。</p> <p>地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。</p> <p>訓練記録が整備されていない。 訓練記録が不十分である。</p> <p>カーテン、敷物等が防災性能を有していない。</p>	<p>C B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
防火対策					

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
安全対策	<p>法人および施設管理者ならびに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。 <p>1 安全計画</p> <p>事業者は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。</p> <p>策定した安全計画について事業者は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>事業者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、事業所での安全計画に基づく取組内容等を周知しなければならない。</p> <p>事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>2 安全計画に定める研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>3 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか。</p>	<p>家庭的保育事業実施要綱第17条 保育所保育指針第3章3、第3章4</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p> <p>家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第38条 特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項</p> <p>家庭的保育事業実施要綱第12条</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第40条</p>	<p>安全対策について、必要な措置を講じていない。 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>安全計画を策定していない。</p> <p>安全計画に定める研修および訓練を実施していない。 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知していない。</p> <p>保育の提供の開始に際して、説明をしていない、または同意を得ていない。 保育の提供の開始に際して、説明が不十分である。</p> <p>保護者と保育利用契約書により利用契約を締結していない。 契約内容が不十分である。</p> <p>正当な理由なく拒否する等、区に協力していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
10 利用手続等					
内容および手続の説明および同意	<p>事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設、職員勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付または電磁的方法による提供を行って説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 保育の提供の開始に際して、利用申込者に文書の交付または電磁的方法による提供を行って説明し、同意を得ているか。</p>		<p>保育の提供の開始に際して、説明をしていない、または同意を得ていない。 保育の提供の開始に際して、説明が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
保育契約手続等	<p>事業者は、児童を保育するに当たり、当該児童の保護者と保育利用契約書により利用契約を締結するものとする。保育利用契約書は、2通作成し、双方で保管するものとする。</p>	<p>1 保育利用契約が適切に結ばれているか。</p>		<p>保護者と保育利用契約書により利用契約を締結していない。 契約内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
あっせん等に対する協力	<p>事業者は、区が行うあっせん、要請および調整にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 区にできる限り協力しているか。</p>			<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
教育・保育給付認定の申請に係る援助	<p>1 事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には変更手続きが行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第9条</p>	<p>必要な援助を行っていない。</p>	B
教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	<p>事業者は、保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</p>	<p>1 地域型保育給付費の受給について、保護者の不正行為があった場合に、遅滞なく区に通知しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第19条</p>	<p>保護者の不正行為を把握していながら、区への通知を怠っている。</p>	C
情報提供および虚偽・誇大広告の禁止	<p>1 事業者は、利用希望者が、適切に施設を選択できるよう、保育の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。 <情報提供の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明、見学 ・しおり、案内の配付 ・施設の概要等をホームページに掲載 <p>2 広告をする場合において、虚偽または誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 利用希望者に対して情報提供に努めているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第28条第1項</p>	<p>情報の提供を行っていない。または不十分である。</p>	B
利益供与等の禁止	<p>事業者は、利用者支援事業者等、他の施設またはその職員に対し、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>また、事業者は、利用者支援事業者等、他の施設またはその職員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>2 虚偽または誇大な広告をしていないか。</p> <p>1 金品その他の財産上の利益を供与または収受をしていないか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第28条第2項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第29条</p>	<p>虚偽または誇大な広告をしている。</p> <p>金品その他の財産上の利益を供与または収受をしている。</p>	C
記録および書類の整備	<p>1 事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する保育の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>保育所保育指針に基づく保育の提供に当たったの計画 保育の提供の記録 保護者の地域型保育給付費に関する不正行為を区へ通知した記録 苦情の内容等の記録 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 記録を整備、保存しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第49条第2項 家庭的保育事業実施要綱第19条</p>	<p>記録の整備、保存をしていない。</p> <p>記録の整備、保存が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
11 電磁的記録等	<p>1 事業者は、特定教育・保育施設等基準条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録（HD、CD、DVD等）により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法（メール、HP、FD・CD-ROM等）により提供することができる。</p> <p>この場合において、事業者は当該書類等を交付または提出したものとみなす。</p> <p>なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの ファイルへの記録の方式</p> <p>2 電磁的方法により提供する場合は、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等基準条例第53条第4項の規定による承諾を得た事業者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。</p>	<p>1 電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>2 電磁的方法の種類および内容を明示しているか。</p> <p>1 保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っていないか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項、第4項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第53条第3項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第53条第5項</p>	<p>あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。</p> <p>電磁的方法の種類および内容を明示していない、または明示が不十分である。</p> <p>記録を出力することによる文書を作成できない。</p> <p>一部記録を出力することによる文書を作成できない。</p> <p>電磁的方法により提供している</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

保 育 内 容 編

1 保育の状況	
保育に関する基本原則	1
人権の尊重	1
養護に関する基本的事項	1
保育内容等の評価	1
保育の体制	2
整備すべき帳簿	2
保護者との連携	2
相談および援助	2
2 食事の提供の状況	
食事の提供	2
食事の提供の特例	3
衛生管理	4
3 健康・安全の状況	
健康診断・健康管理	5
健康状態の把握	5
虐待等への対応	5
疾病等への対応	5
乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止	6
児童の安全確保および安全対策	6

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
2	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
3	昭和22年法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
4	平成24年4月1日24練教こ保第52号「練馬区家庭的保育事業実施要綱」	家庭的保育事業実施要綱
5	平成27年11月19日27練教こ保第1910号「練馬区居宅訪問型保育事業実施要綱」	居宅訪問型実施要綱
6	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	平成12年4月25日児発第471号通知「児童福祉行政指導検査の実施について」	児発第471号通知
8	平成12年法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
9	平成17年法律第63号「食育基本法」	食育基本法
10	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
11	昭和47年労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
12	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
13	昭和28年8月31日政令第299号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
14	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
15	平成9年6月30日付け衛食第201号「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」	子総発0831第1号
16	昭和33年法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
17	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
18	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
19	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
20	令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動を行う場合の事故防止について」	府子本第659号通知
21	平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号通知
22	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育に関する基本原則	<p>家庭的保育事業者（以下「事業者」という。）は、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設であり、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場で行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、養護および教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各事業者の実績に応じて、適切に行われなければならない。</p> <p>保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する児童の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。また、児童の心身の発達過程に応じた「保育の計画」および「一日の保育内容」を作成し、保育を行うものとする。保育の内容には、健康状態の観察、服装の異常の有無についての検査、自由遊びおよび午睡等を含むものとする。</p>	1 保育の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章、第2章 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第44条 (3) 家庭的保育事業等基準条例第25条 (4) 家庭的保育事業実施要綱第13条 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>事業者は、児童の最善の利益を考慮し、児童の人権に十分配慮するとともに、児童一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>一人一人の児童が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p> <p>施設における保育士等は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術および判断をもって、子どもを保育すること。</p>	1 児童一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第3条 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ(5)ア、2(2)イ(7)②、③ (3) 家庭的保育事業等基準条例第5条第1項 (4) 家庭的保育事業実施要綱第13条第4項	(1) 児童一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 児童一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	<p>事業者の職員は、入所中の児童に対し、つぎに掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。 (2) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、同居人もしくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)または(4)の行為の放置その他の事業者の職員としての養育または業務を著しく怠ること。 (4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第25条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ(5)ア (5) 家庭的保育事業等基準条例第12条	(1) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(3) 養護に関する基本的事項	<p>保育における養護とは、児童の生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、家庭的保育事業者等における保育は、養護および教育を一体的に行うことをその特性とするものである。家庭的保育事業者等における保育全体を通じて、養護に関するねらいおよび内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 保育内容等の評価	<p>保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>(1) 保育士等による自己評価に当たっては、児童の活動内容やその結果だけでなく、児童の心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。</p>	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5) (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 保育の体制	(2) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上および保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、施設全体の保育の内容に関する認識を深めること。				
ア 保育時間、開所時間および開所日数	家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則とし、児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育者が定めること。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第24条 (2) 家庭的保育事業実施要綱第3条第3項 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](1)	(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。	C C
イ 保育士等の配置	家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者ととも保育する場合には、5人以下とする。	1 保育者を適正に配置しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第23条第3項	(1) 保育者を適正に配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。	C B
(6) 整備すべき帳簿	1 児童の出欠の把握は、入退所の状況または各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 なお、出欠簿を作成していなくても、保育日誌等への記載があればよいものとする。 2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	1 児童の出欠を把握し記録しているか。 2 児童票を作成しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 児童の出欠を把握し記録していない。 (2) 児童の出欠の把握または記録が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。	C B C B
(7) 保護者との連携	1 事業者は、常に保育する児童の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得よう努めなければならない。また、日常の保育に関連した様々な機会を活用し児童の日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。 2 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表など必要な体制を整備しておくなければならない。	1 保護者との連携は十分か。 2 緊急連絡表等必要な体制を整備しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第26条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)エ、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (3) 家庭的保育事業実施要綱第14条 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)ウ (1) 家庭的保育事業実施要綱第14条第2項	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。 (1) 緊急連絡表等必要な体制を整備していない。	C B B C
(8) 相談および援助	事業者は、常に児童の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、児童またはその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 児童の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めているか。 2 児童またはその保護者に対し、相談に応じ、助言その他援助を行っているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第10条、第17条 (2) 保育所保育指針第2章1(3)エ、第4章1(1)、2(1)、(2)、(3)ア	(1) 把握に努めていない、または把握が不十分である。 (1) 相談に応じていない。 (2) 助言その他援助を行っていない。 (3) 対応が不十分である。	B C C B
2 食事の提供の状況					
(1) 食事の提供	1 事業者は、児童に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならない。原則として、自園内に設置した調理設備で調理を行うこと。 2 献立はできる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるべきでなければならない。	1 自園調理を行っているか。 2 献立は、工夫され、給与栄養量をみたしているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 家庭的保育事業実施要綱第13条第6項 (1) 家庭的保育事業等基準条例第15条第2項	(1) 自園調理（特例の場合を除く）により食事の提供を行っていない。 (1) 献立が工夫されていない。 (2) 献立が給与栄養量を満たしていない。	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事の提供の特例	<p>3 食品の種類および調理方法について栄養ならびに児童の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。独自で献立を作成することが困難な場合には、区立保育所の献立を活用する等工夫すること。</p> <p>5 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>6 乳児にミルクを与えた場合はゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うこと。</p>	<p>3 食材および調理方法は、児童の身体的状況、アレルギーおよび嗜好を考慮したものか。</p> <p>4 献立を適切に作成しているか。</p> <p>5 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。</p> <p>6 食育に努めているか。</p> <p>7 授乳後および食事後の処遇等が行われているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条第3項</p> <p>(2) 家庭的保育事業実施要綱第13条第6項第2号</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条第4項</p> <p>(2) 家庭的保育事業実施要綱第13条第6項第4号</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条第5項</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章2</p> <p>(3) 食育基本法</p> <p>(1) 家庭的保育事業実施要綱第13条第6項第3号</p>	<p>(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。</p> <p>(2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。</p> <p>(1) 献立を作成していない。</p> <p>(1) 正当な理由なく献立に従って食事を提供していない。</p> <p>(1) 食育に努めていない。</p> <p>(1) 授乳後および食事後の処遇等が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
	<p>1 連携施設、事業者と同一の法人等が運営する施設、保育所等の調理業務を受託している事業者のうち区が適当と認める施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行う場合は、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。</p> <p>(2) 児童に対する食事の提供の責任が事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(3) 事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(4) 調理業務の受託者を、事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(5) 児童の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>(6) 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育および発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、つぎの各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業または事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、児童の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの</p>	<p>1 搬入施設から搬入する場合の要件を満たしているか。</p> <p>2 搬入施設は、家庭的保育事業基準条例第16条第2項に定めるいずれかの施設か。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第16条第1項</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第16条第2項</p>	<p>(1) 搬入施設から搬入する場合の要件を満たしていない。</p> <p>(1) 定められた搬入施設以外の施設から搬入している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 衛生管理	<p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施することおよび食品責任者を選任することとされている。</p> <p>※HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等（厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に記載）を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。</p> <p>（参考）薬生食監発0805第3号通知</p>	1 衛生管理が適切に行われているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 家庭的保育事業等基準条例第17条第4項 (5) 労働安全衛生規則第47条 (6) 家庭的保育事業実施要綱第5条	(1) 衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
ア 細菌検査および健康チェック等	事業者は、家庭的保育者および職員について、雇入れ時および月1回以上の細菌検査を行わなければならない。	1 雇入れ時および月1回以上の細菌検査を行っているか。 2 検査結果を適切に保管しているか。 3 調理従事者および調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 家庭的保育事業等基準条例第14条第2項 (5) 「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日衛食第201号） (6) 家庭的保育事業実施要綱第5条、	(1) 雇入れ時および月1回以上の細菌検査を行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。（検査項目不足等） (1) 検査結果を適切に保管していない。 (1) 調理従事者および調乳担当者の健康チェックを行っていない。（下痢、嘔吐、発熱、手指の化膿創等） (2) 調理従事者および調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B C C B
イ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分に行う、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに児童および全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p>	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。 2 検食を適切に行っているか。 3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (6) 保育所保育指針第3章3(1) (7) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](6)	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B B
			(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](6)	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
			(1) 保育所保育指針第3章3(1)	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況					
(1) 健康診断・健康管理	1 事業者は、児童に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて 行わなければならない。	1 利用開始時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。 3 実施時期・方法は適切か。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第17条第1項、第2項 (2) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 利用開始時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。 (1) 実施時期・方法等が不適切である。	C C B
	2 児童の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が児童の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	4 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 健康診断の記録を作成していない。 (2) 記録が不十分である。	C B
(2) 健康状態の把握	事業者は、常に児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図らなければならない。	1 健康の状況に注意し、必要に応じて適切な対応をしているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第26条 (2) 家庭的保育事業実施要綱第17条第1項	(1) 対応が不十分である。	B
(3) 虐待等への対応	児童の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること	1 児童虐待の早期発見のために児童の心身の状態等を観察しているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条 (3) 家庭的保育事業実施要綱第13条第5項 (4) 保育所保育指針第3章1イウ、第4章2(3)イ	(1) 児童虐待の早期発見のために児童の心身の状態等を観察していない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(4) 疾病等への対応					
ア 体調不良・傷害	児童の体調が急変した場合その他必要な場合は、速やかに保護者または医療関係への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 急な病気等への対処を適切に行っているか。 2 必要に応じて、保護者に連絡をしているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第18条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) 家庭的保育事業実施要綱第17条第1項	(1) 急な病気等への対処を適切に行っていない。 (1) 保護者との連絡を取っていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C C B
イ 感染症	感染症の発生またはまん延を防止するため、必要な措置を講じるように努めなければならない。 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員ともに手洗いの徹底を図ること。また、使用するタオル等は、他人と共用しないこと。 新型コロナウイルス感染症の予防対策については、「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえて行うこと。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前および排便または排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考：保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する事業者の対応方法について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握しているか。 3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。また、再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (1) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握していない、または不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B B C B
				(1) 地域の医療機関や保健所等との連絡、報告が行われていない、または不十分である。	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する児童の保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該施設の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 参考：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1 [保育所](5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(5) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発症が多いことから、一人一人の発育および発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防および睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を遵守すること。 1歳以上であっても、児童の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの児童については特に注意し、きめ細やかな見守りが重要である。 (対応例) ・仰向けに寝かせる。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 ・睡眠前には口の中に異物等がないかを観察する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモおよびヒモ状のものをそばに置かない。 ・児童を一人にしない。(児童だけにしない) ・保育室内は禁煙とする。 参考：平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について	1 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策を講じているか。 2 午睡(睡眠)時のチェックをきめ細やかにを行い、記録しているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)ア、イ (2) 27福保子保第3650号通知 (3) 30福保子保第3635号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1 [保育所](5)、第2 [共通事項](2)	(1) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策が不十分である。 (1) 睡眠時、きめ細やかな観察を行っていない。 (2) 睡眠時の観察が不十分である。 (3) 記録をしていない。 (4) 記録が不十分である。	C B C B
(6) 児童の安全確保および安全対策 ア 事故防止	1 事業者は保育中の事故防止のため、児童の心身の状態等を踏まえ、事業所の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備を適切に行われなければならない。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (具体的な例) ・危険な箇所、設備等を把握しているか。 ・園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 参考：「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府) 令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について	1 児童の事故防止に配慮しているか。 ・事故発生防止のための指針の整備等を行っているか。 2 窒息の可能性がある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 3 子どもの食事に関する情報を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 4 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第32条 (2) 家庭的保育事業実施要綱第17条第2項 (3) 保育所保育指針第1章1(4)イ第1章2(2)ア(イ)②第3章3(2)ア、イ (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1 [保育所](5)	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である (1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。 (1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故発生時の対応	2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	5 児童の送迎は保護者等が行うよう周知しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ ウ	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
	1 事故により傷害等が発生した場合には、児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や児童のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 再発防止等に役立てるため、事故の経過および対応を事故簿に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講ずること。 保護者へは、緊急時には早急また簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 施設における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講ずること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 2 事故の経過および対応を事故簿等に記録しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (3) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第2項 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(7)	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。 (1) 事故簿等を記録していない。 (2) 事故簿等の記録が不十分である。	C B C B
ウ 損害賠償保険	2 つぎに掲げる事故等が発生した場合には、区に報告すること。 (1) 死亡事故 (2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 (3) 感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、つぎのア、イまたはウに該当する場合 ア 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合 ウ アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 (4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合 (5) その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること	3 報告対象となる事故を、区に速やかに報告しているか。	(1) 府子本第912号 (2) 26福保子保第2984号 (3) 家庭的保育事業実施要綱第18条	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B
	1 事業者は、補償額が (1) 1回の事故につき5億円以上 (2) 1名の事故につき5千万円以上の賠償責任保険に加入しなければならない。 2 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 定められた補償額以上の損害責任保険に加入しているか。 2 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに行っているか。	(1) 家庭的保育事業実施要綱第10条 (1) 特定教育・保育施設等基準条例第32条第4項	(1) 賠償責任保険に加入していない。 (2) 補償内容が不足している。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。 (2) 対応が不十分である。	C B C B

会 計 編

目

次

1	運営費	
	地域型保育給付費	1
	補助金	1
	関係書類等の整備保管	1
2	利用者負担	
	利用者負担額等の受領	1
	保育提供証明書の交付	2
3	会計方法	
	会計の区分	2
4	その他	2

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
2	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
3	平成24年4月1日24練教こ保第52号「練馬区家庭的保育事業実施要綱」	家庭的保育事業実施要綱
4	平成26年10月18日社援施第44号「練馬区地域型保育給付費支給要綱」	支給要綱
5	平成27年10月27日27練教こ保第1669号「練馬区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」	キャリアアップ補助要綱
6	平成27年10月30日27練教こ保第1740号「練馬区保育サービス推進事業補助金交付要綱」	保育サービス推進事業補助要綱
7	平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
8	平成27年9月24日27福保子保第691号「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」	財務情報等公表要領

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 運営費					
地域型保育給付費	家庭的保育事業を行う者(以下「事業者」という。)は、支給要綱および留意事項通知に従い、地域型保育給付費を適正に受給、支出等を行わなければならない。	1 支給要綱および留意事項通知に従い、適正に申請、受給しているか。 2 基本部分、認定を受けている加算部分、調整部分等について、支給要綱および留意事項通知に定める基準、要件等を満たしているか。 3 給付費の用途は適正か。	支給要綱第1条、第8条、第11条 留意事項通知別紙5	申請または受給が適正に行われていない。 基準、要検討を満たしていない。 用途が適正でない。	C C C
補助金	事業者は、それぞれの補助金交付要綱の規定に定めるところにより、対象となる事業の運営に要する経費の補助を受けることができる。	1 補助金の支給要件を満たしているか。 2 各補助要綱に定められた対象経費に充てているか。	保育サービス推進事業補助要綱 キャリアアップ補助要綱 財務情報等公表要領	要件を満たしていない。 用途が適正でない。	B B
関係書類等の整備保管	1 事業者は、事業の収支の状況を明らかにする帳簿その他の経理に係る書類を整備し、適正な会計管理および施設運営を実施しなければならない。 2 事業者は、これら書類を5年間保管しなければならない。	1 事業者は事業の収支の状況を明らかにする帳簿その他の会計に係る書類を整備し、適正な会計管理をしているか。(経理規程、予算関係書類、経理帳簿類、決算関係書類、証憑書類(契約書、請求書、領収証等)) 2 当該年度終了後5年間保管しているか。	家庭的保育事業等基準条例第19条 特定教育・保育施設等基準条例第49条第1項 支給要綱第12条 家庭的保育事業実施要綱第19条	書類の整備または保管をしていない。 適正な会計管理をしていない。 書類の整備、会計管理、保管が不十分である。	C C B
2 利用者負担					
利用者負担額等の受領					
ア 利用者負担(上乘せ徴収、実費徴収)	1 事業者は、特定地域型保育の提供に当たって保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該保育に要する費用と見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。(上乘せ徴収) 2 事業者は、つぎに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。(実費徴収) 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入費用 行事参加費用 通園に係る費用 その他施設の利用に必要で保護者の負担が適当と認められるもの	1 利用者負担の内容および徴収額は適切か。	特定教育・保育施設等基準条例第43条第3項、第4項	利用者負担の内容が不適切である。 徴収額が著しく不適切である。 徴収額が不適切である。	C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 1 (上乗せ徴収)および2 (実費徴収)の費用の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途および額ならびに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由について書面または当該書面に係る電磁的記録によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意(実費徴収の場合の同意は文書によることを要しない。)を得なければならない。</p> <p>この文書による同意については、あらかじめ教育・保育給付認定保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織(事業者の使用に係る電子計算機(コンピューター等)と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線(インターネット等)で接続したもの)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により得ることができる。この場合において、事業者は、当該文書による同意を得たものとみなす。</p>	<p>1 徴収に当たって、費用の用途、額、理由について書面または電磁的記録により明らかにしているか。</p> <p>2 教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書(実費徴収は文書によることを要しない。)または電磁的方法による同意を得た上で徴収しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第43条第6項</p> <p>特定教育・保育施設等基準条例第53条第1項、第6項</p>	<p>徴収に当たって、費用の用途、額、理由について書面等により明らかにしていない。</p> <p>徴収に当たって説明や同意がない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
イ 領収証の発行	<p>事業者は、利用者負担額等の支払を受けた場合、教育・保育給付認定保護者に対して領収証を発行しなければならない。ただし、口座引落しは通帳への記帳に、振込は振込時明細書に代えることができる。</p>	<p>1 現金受領の場合は、領収証を発行しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第43条第5項</p>	<p>領収証を発行していない。</p>	B
保育提供証明書の交付	<p>事業者は、法定代理受領を行わない特定地域型保育事業に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した保育内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 保育提供証明書を交付しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第14条第2項</p>	<p>保育提供証明書を交付していない。</p>	B
3 会計方法 会計の区分	<p>事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>特定教育・保育施設等基準条例第33条</p>	<p>適正な区分がされていない。</p>	C
4 その他		<p>1 その他、経理処理に関することで不適正な事項はないか。</p>		<p>経理処理に関して重大な問題がある。</p> <p>経理処理に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>